

① 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
期首特定事業再編投資損失準備金の金額		12	円		
特定事業再編実施日	2	平	・	・	13
	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額			14
当期積立額		3	円		
最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日	4	平	・	・	15
	計	(14) + (15)			16
同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額		5	円		
当期において取得した特定株式等の取得年月日		6	平	・	・
同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額		7	円		
$((5) + (7)) \times \frac{70}{100}$		8			
(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額		9			
積立限度額 (8) - (9)		10			
積立限度超過額 (3) - (10)		11			
貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金		19			
差引 (19) - (18)		20			
貸借対照表の金額と当期の差額の明細		21			
貸借対照表の取崩不足額 (16) - ((3) - ((19) - 前期の(19)))		22			
当期に生じた差額の合計額 (11) + (21)		23			
前期末における差額 (前期の(20))		23			

別表十二(三) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第55条の3《特定事業再編投資損失準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の43の3《特定事業再編投資損失準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日4」及び「同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額5」の各欄は、措置法第55条の3第1項第1号又は第68条の43の3第1項第1号に規定する最初特定事業再編実施日を含む事業年度又は連結事業年度（同法第55条の3第2項に規定する特例適用事業年度又は同法第68条の43の3第2項に規定する特例適用連結事業年度を含みます。）以外の事業年度又は連結事業年度にあつては、記載を要しません。
- 3 措置法第55条の3第2項又は第68条の43の3第2項の規定の適用を受ける場合には、「当期において取得した特定株式等の取得年月日6」及び「(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額9」の各欄は、それぞれ「特

例対象事業年度等又は当期において取得した特定株式等の取得年月日6」及び「(7)のうち取得年度又は当期にその帳簿価額を減額した金額9」として記載します。

- 4 「期首特定事業再編投資損失準備金の金額12」には、当期首現在の税務計算上の特定事業再編投資損失準備金の金額を記載します。

- 5 「均等益金算入額¹⁴
 $\frac{(13) \times \text{均等益金算入額}}{36, 48 \text{又は} 60}$ 」は、次により記載します。

- (1) 目標到達期間の月数（措置法令第32条の4第2項第1号《特定事業再編投資損失準備金》又は第39条の72の3第1項第1号《特定事業再編投資損失準備金》に規定する目標到達期間の月数をいいます。(2)において同じ。）が48未満である場合には、「、48又は60」を消します。
- (2) 目標到達期間の月数が48以上60未満である場合には、「36、」及び「又は60」を消します。
- (3) (1)及び(2)の場合以外の場合には、「36、48又は」を消します。
- (4) 分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載します。